

琉球大学学術リポジトリ

日本民法（相続法）改正と家族企業の承継： 遺留分制度を中心として

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学人文社会学部・琉球大学大学院法務研究科 公開日: 2020-06-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 張, 子弦, Zhang, Zixian メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/46070

日本民法（相続法）改正と家族企業の承継 — 遺留分制度を中心として —

張 子 弦

はじめに

企業が倒産・廃業した場合、従業員の雇用が失われるだけではなく、仕入先の喪失等地域経済に強く影響を与えることが予想される。日本経済の活力と発展の持続、企業の伝統工芸や技術の保存のためにも、企業を存続・発展させる法的措置を設けなければならない。

本来ならば、市場原理により淘汰される競争力の低い不良企業に、無理やり資金を付与することによって生き残らせることは、長い目で見ると、経済社会全体の活力を低下させることになる。これに反して、競争力の高い業績好調企業が、後継者未定・不在で廃業に追い込まれることは、国民経済に大きな損失を与えることになる。近年、このような不本意での廃業に関する報道が増えてきている¹。その原因は、代表者の高齢化と相まって、後継者が不足していることにある²。地域の人口減少や少子高齢化の問題が進んでいる背景の下で、廃業を未然に防止し、事業承継を促進するための措置を講ずることが喫緊の課題である。

本稿では、中小企業の事業承継の促進、本意ではない廃業の回避を図るために、日本の民法（相続法）改正（2018年）によって講じられている対策を対象として検討する。

¹ 2017年、日本全国では、倒産の件数が減っているという傾向に対して、休廃業・解散を選択する企業が増加している。帝国データバンク「北海道の休廃業・解散動向調査(2017年)」(2018年2月公表)参照。

² 中小企業庁の統計によると、経営者が60代である企業数がとても多く、そのうち、6割が後継者未定の状態である。沖縄県においても、後継者不在比率が高い状態にある。東京商工リサーチ「平成28年度中小企業・小規模事業者の事業承継に関する調査報告書」(2017年3月)5頁、14頁等参照。

一、家族企業の承継と相続法

1. 家族企業の承継の特徴

もともと法人においては相続というものが観念されにくいのが、中小企業の場合、経営者自身が会社の大株主である場合が多く、経営者の個人資産のほとんどは自社株式や事業用資産に費やされている。日本の企業のおよそ 99% を占めている中小企業のうち、家族経営である企業の割合も高い³。事業用資産＝経営者の個人資産という図式で考えると、家族企業の承継のケースにおいて、相続法の問題を検討する必要性が生じる。

家族企業の承継の一環として、後継者の経営権を確立させることは極めて重要である。先代経営者は、会社の株式を後継者への遺贈・贈与等により、経営権を集中させるという目的を達成することができる。ところが、日本民法は、戦後の 1948 年法改正以来、均分相続制を採用しているため、相続人間の平等、法定相続人の相続権に対する保護が強調されている。

株式の譲渡等により、後継者は様々な権利を承継する。それと同時に、企業の経営判断、資金調達、労働者に対する安全配慮等、後継者に与えられている義務も多大である。後継者は、家族企業を前進させることができるように、様々な危機を乗り越えて、努力しなければならない。しかしながら、物質的な資産の承継は家族企業の承継の一面に過ぎない。企業の名誉、誇ることのできる伝統工芸、経営者の資質、家族全般をめぐる様々な条件や特性等の承継も含まれている⁴。それゆえ、被相続人たる先代経営者の経営権を特定の後継者に集中させることは、必ずしも後継者にのみ有利なものであるとはいえない。それは、同世代の他の相続人のみならず、次世代の生活、教育、資力等に大きな影響を与えることができるためである。したがって、家族企業の承継を円滑に進めるためには、自然人の死亡によって開始する一般の遺産相続と別個ポリシーが必要である。そこで、創業者の直系親族に限らず、企業の伝統を守りつつ技術を発展させることのできる適任者に企業の資産を集中的に相続させるべきである。

³ 2014 年版中小企業白書 138 頁。

⁴ 林田清明「現代家族の変化と相続法制—相続法の経済分析の試みと素描—」会計検査研究 27 巻 (2003) 26-27 頁。

現在の経済社会においては、情報化の急速な進展に伴い、企業間取引が網の目のように張り巡らされている。そのため、ごく小さな部分を動かしても全局面に影響を及ぼすことになる。家族企業の存続は、単に一家族の問題にとどまらず、その取引先、関連会社、金融債権者等に、家族を越えた社会的に大きな影響を与える。その意味で、社会全体という観点から、企業の将来性及び企業資産の散逸防止は、優先的に考慮すべきものである。したがって、家族企業の事業承継の事件を取り扱う際、保護を必要とする法定相続人の利益を考慮した上で、先代経営者が指定した後継者による適切な承継を円滑に実現できるように、経営権の集中を妨げない柔軟な対応、特別な制度設計が必要である。

2. 事業承継における遺留分制度の意義

事業承継の局面において、均分相続の原則に基づく遺留分制度は、後継者への経営権集中を妨げている。ここで、まず、事業承継の場面において、遺留分制度の意義がどこにあるのかという問題を明確にする必要がある。

日本民法における遺留分制度は、ローマ・ドイツ型の遺留分制度に近いと考えられている⁵。ローマ法における遺留分制度は、家族のために被相続人の財産の一部を家族内にとどめるためのものである。言い換えれば、かつての遺留分制度の意義は、家族主義の下での家産の保持であるとされていた⁶。ところが、事業承継のケースにおいて、後継者に株式を譲渡しても、経営の意欲・能力のない法定相続人による遺留分減殺請求権が行使された場合、会社の資産は相続人の間で分散されることになってしまう。それに加えて、近年、法定相続人が先代経営者から離れて、家族企業とは関わりのない職業に就いて独立した生活基盤を築く、あるいは自分に経営能力・資質がないと思っており、事業承継の意欲をなくして、廃業を選択するケースが多くなってきている。遺留分制度は、従来、家族主義の要請（家産の確保）と自由な財産処分権に対する保護との間の対立から生じたものである。ところが、家族企業の承継の局面においては、いわゆる家産の確保と自由な財産処分権にそれぞれ、新しく意味を付与するこ

⁵ 潮見佳男『[詳解] 相続法』（弘文堂・2018）507-509頁。

⁶ 中川善之助『相続法』（有斐閣・1964）403-404頁。

とが可能である。従業員を含む家族企業の全体を民法における伝統的な「家」の概念と同じように理解すると、清算などにより法人格が消滅してしまう場合ではない限り、相続によって企業財産を分散する必要はなく、むしろ家督相続人のような地位を受け継いだ後継者の経営権を確保することはより重要であるといえる。改正前民法における遺留分減殺請求権の行使は、できるだけ財産を「家」（企業）に固着させようという制度本来の要請と乖離している。事業承継の円滑化を促進するために、後継者ではない法定相続人の遺留分減殺請求を合理的な限度で押さえ、又は代替する対策を講ずる必要がある。

他方、現代民法における遺留分制度は、不合理で不当な遺言から相続人の権利を守る措置として、遺族の生活を保障するために、法定相続人（兄弟姉妹及びその子を除く）に最低限の相続権利を留保することであると見る見解もある⁷。しかしながら、事業承継に際して、後継者が企業の資産を容易に取得させるような遺言又は贈与は決して不当なものとは言えない。また、事業承継のケースにおける遺留分制度の主要対象たる企業の株式は、配偶者の居住権等とは異なり、他の形に変えられても直ちに遺族の住居や生計に影響するものではない。事業承継の場合、考慮しないとイケないのは、遺言者の意思に対する尊重、及び法定相続人の個人利益との間の衡平である。法定相続人の利益を害さない限度で、先代経営者から後継者への株式を移転した場合、他の相続人への遺留分侵害額に相当する金銭の支払によって、遺族の生活保障と後継者への経営権集中という二つの目的が図られる。

二、遺留分に関する改正

1. 改正前民法における遺留分制度の問題点

家族企業の承継の局面においては、遺留分制度ないし財産均分原則と、後継者への経営権集中の要請との間に矛盾が生じる。

具体的にいうと、以下の場面において、遺留分減殺請求は、事業承継の促進に支障を及ぼしている。①事業承継に際して、後継者が、株式等や事業用資

⁷ ドイツ民法における遺留分の生活保障の性質について、青竹美佳「遺留分制度の機能と基礎原理——ドイツにおける遺留分権論の憲法論的基礎付けによる新展開（1）～（2・完）」法学論 155 巻1号（2004）20頁以下、3号26頁以下は詳しい。

産を集中的に取得しようとしても、非後継者に遺留分減殺請求（改正前民法1031条）をされれば、株式等が相続人間で分散されることとなり、事業用資産を後継者に承継することができなくなる。被相続人が、生前贈与を遺留分減殺の基礎財産としないという意思表示をしたとしても、贈与財産が遺留分減殺の対象から除外されることはない⁸。②遺留分の算定において、被相続人からの特別受益を受けたことに時間的な制限が設けられていないため、特段の事情のない限り、相続開始の全ての贈与は遺留分減殺請求の対象となる⁹。③贈与財産の評価基準時は、相続開始時であると解されている¹⁰。それに加えて、現在の判例法理より、④遺留分減殺請求訴訟においては、後継者は、自らの貢献に基づいて「寄与分」（民法904条の2）を理由として抗弁主張をすることができないと解されている¹¹。

こうして見ると、中小企業の事業承継の局面において、株式等が生前贈与された場合、その価値を上昇させればさせるほど、非後継者の遺留分減殺請求の額を増加させることになる。上述の取り扱いが、後継者の承継意欲ないし経営意欲を損なうことになる。つまり、そのため、中小企業の存続・雇用を維持するために、企業財産・経営権の後継者への経営の集中承継を実現する制度を構築しなければならない。

2. 遺留分制度に関する近時の法改正

（1）中小企業承継円滑化法¹²による民法特例の創設

中小企業承継円滑化法により、遺留分に関する民法の特例法として、後継者を含む旧代表者の推定相続人全員が、書面により遺留分に関して合意をする権利（円滑化法4条1項）を付与されている。株式を後継者に贈与した

⁸ 大阪高判平成11年6月8日（判時1704号80頁）。

⁹ 最判平成10年3月24日（民集52巻2号433頁）。

¹⁰ 最判昭和51年3月18日（民集30巻2号111頁）。

¹¹ 最判平成11年12月16日（民集53巻9号1989頁）。東京高決平成3年7月30日（判タ765号280頁）。

¹² 2008年5月16日に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（本稿では、「中小企業承継円滑化法」又は「円滑化法」と略称する）が公布され、同年10月1日に施行された。

場合を例とすると、推定相続人全員が合意できるのは、(i) 後継者が旧代表者からの贈与等により取得した株式等について、遺留分を算定するための財産の価額に算入しないこと(同項 1 号、以下「除外合意」と称する)、及び、(ii) 遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を合意時における価額とすること(同項 2 号、以下「固定合意」と称する)、(iii) 推定相続人間の衡平を図るための措置を定めること(同法 6 条)である¹³。合意が成立する要件として、後継者が所有する当該特例中小企業者の株式等のうち、合意の対象となる株式等を除いたものに係る議決権の数が半数以下であることが必要である¹⁴。

この民法特例規定を適用できる対象は、資本金と従業員数によって定義されている「特例中小企業者」であり(円滑化法第 2 条)、特例中小企業者は、3 年以上継続して事業を行っている非上場会社(円滑化法 3 条 1 項、及び同法施行規則 2 条¹⁵)でなければならない。注目に値するのは、最近の改正により、遺留分に関する民法特例の適用対象が個人事業者にも拡大されたことである。さらに、先代経営者の推定相続人に限らず、親族外の承継の場合でも、特例法を適用して遺留分に関する合意を形成することができる¹⁶。

¹³ 株式以外の財産に関して、遺留分算定基礎財産から除外する合意をすることができる(円滑化法 5 条)。また、合意形成を容易にするために、非後継者が先代経営者から贈与等により取得した財産についても、遺留分算定基礎財産から除外することは可能である(円滑化法 6 条 2 項)。

¹⁴ ただし、後継者の恣意的な行動を防止するために、合意の際には、(i) 後継者が合意の対象として株式等を処分する行為をした、又は (ii) 旧代表者生存中に後継者が特例中小企業者の代表者として経営に従事しなくなった、等のように経営の承継の円滑化が明らかに図られない場合、当該後継者以外の推定相続人がとることのできる措置に関する定めをしなければならない(円滑化法 4 条 3 項)。

¹⁵ 平成 21 年(2009)経済産業省令第 22 号によって公布された「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則」。平成 30 年 3 月 31 日に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(経済産業省令第 21 号)」が公布されている。

¹⁶ この改正の詳細な内容については、浦野由紀子「事業承継円滑化法が相続法に与える影響」ジュリ 1377 号(2009) 59 頁以下参照。

（2）2018年相続法改正

2018年7月6日に、民法改正法案（相続法）が参議院本会議で承認可決され、この改正案において、遺留分制度が見直された。その主な内容を以下のようにまとめる¹⁷。

ア、相続開始前の10年間に限定

改正前民法において、「相続人」に対する生前贈与については、特別受益として期間制限なしで遺留分の算定基礎財産に持ち戻されることになる。改正案では、相続人に対して相続開始前の10年間より前になされた贈与の価額（婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与の価額に限る）については持戻しの対象にならず、遺留分算定の基礎から除外される旨の改正がなされた（新民法1044条3項）。言い換えれば、遺留分侵害額請求権の対象は、持ち戻す期間が相続開始前の10年間の贈与に限定されている。

イ、遺留分の金銭債権化

判例・通説より、遺留分侵害額請求（改正前民法1031条）の法的性質は形成権であり、物権的な効力を有している。すなわち、遺留分侵害額請求権の行使によって、遺贈や贈与は遺留分を侵害する限度で失効し、その限度で遺贈・贈与の目的物について共有関係が生ずると解されている¹⁸。ところが、そのような遺留分侵害額請求権の行使は、円滑な事業承継を妨げ、共有関係の解消をめぐる新たな紛争を生じさせるとして批判されている。この不都合を解消するために、今回の相続法改正では、「遺留分権利者及びその承継人は、受遺者又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる」（新民法1046条）として、明確にした¹⁹。

¹⁷ 民法（相続法）改正において、「遺留分減殺請求権」が「遺留分侵害額請求権」に改称されたため、以下、改称後の同請求権を後者の名称に統一する。

¹⁸ 最判昭和51年8月30日（民集30巻7号768頁）。

¹⁹ なお、改正前民法において、受贈者及び受遺者は、減殺を受けるべき限度において、一定の条件を満たせば、一部の財産について、現物返還に代わる価額弁償を認めている（改正前民法1041条）。改正法は、同条を削除した上、1046条の創設により、遺留分侵害額請求権の金銭債権の性質を明文化している。

三、事業承継に対する影響

これまでは、後継者に対して集中的に自社株式を承継させようとしても、遺留分を侵害された他の相続人から遺留分に相当する財産の返還を求められた結果、自社株式が分散してしまうことが懸念されていた。

今回の相続法改正で設けられている 10 年以内という時間制限は、株式分散の防止対策として中小企業の事業承継を促進するために有効な改正であると考えられる。また、早い段階で後継者に自社株を贈与しておくことで、相続時の遺留分をめぐる紛争が一定の範囲で減少することを期待できる。10 年の時間制限は、早期の生前贈与を促し、中小企業の事業承継を計画的に進めるためのインセンティブとして効果的であると評価できるであろう。

改正前の遺留分減殺請求が主張されると、企業経営に必要な不可欠な自社株式や事業用資産が後継者と他の相続人により共有するものとなるため、遺留分減殺請求権の行使により、権利関係が複雑化し、事業承継の障害となる。今回の改正においては、改正前の遺留分減殺請求権と同様に、形成権であることを前提としつつ、同請求権を金銭債権化することとされた（新民法 1046 条）。金銭債権化の改正により、後継者は、金銭によって遺留分侵害額に相当する価額の返還をすることができるということが明らかにされている。すなわち、今後、事業承継の場合、現物返還の必要はなくなり、企業経営を継続するために必要不可欠な自社株式や事業用資産を後継者に承継させることは容易になる。これは、遺言者の意思を尊重することもでき、受益者たる後継者への経営管理権の集中を保障する効果もあると評価できるであろう。

むすびにかえて

遺留分から生ずる権利を金銭債権化することに従い、遺留分侵害額請求権の行使による権利関係の複雑化、円滑な事業承継への障害等は回避されている。しかし、逆に、遺留分権利者は現物の返還を求めることができないとされているため、遺留分権利者の利益保護の問題に関して、なお議論の余地が残されている。

中小企業承継円滑化法により、後継者は、他の推定相続人と遺留分の算定に関して除外合意と固定合意をすることができるようになっている。そこで、固

定合意をする場合、後継者の努力により自社株式の価値が上昇したとしても、遺留分権利者が請求できる額は増えないことから、当該改正は、後継者の経営意欲にインセンティブを与える政策として評価することができる。

経営者の高齢化の深刻化、少子化に従い、後継者不足の問題に直面している背景において、親族内承継のための血縁者が見つからない場合、地域経済の新陳代謝を活発化させることや、経営資源の有効活用による地域経済の活性化を考慮して、親族外承継（従業員へのMBO等）、第三者による承継（M&A）という手法の活用も期待に値する²⁰。また、中小企業の事業承継の実務においては、信託の活用が広がっている。事業経営者の高齢化が進んでいる背景の下で、相続財産の信託は、具体的な信託契約により後継者に引き継がせるべき経営権と、他の相続人全員が受益できる財産に分けることができる。信託設定時においては、株式の帰属がまだ確定されていないため、信託の終了により、受益者を変更する余地が残され、後継者の経営能力を見極める機能も期待される。

なお、中小企業の事業承継を妨げているもう一つの壁は、経営者保証の濫用である。実務において事業承継により経営者が交代しても、金融機関は、前経営者と個人保証契約を解除しないまま、放置することが殆どである²¹。後継者が先代経営者の相続人である場合、相続放棄をしない限り、先代経営者の連帯保証債務を相続により包括承継することになる²²。また、後継者は、新しい経営者として、必ずしも十分な信用力があるわけではないため、金融機関からの借入れに際して、会社の債務に個人保証を提供しなければならない。このような場合には、後継者には二重保証が負担されている。後継者としては、債務負担が大きい場合、承継を断念して廃業を選ぶことになる。この問題を解決す

²⁰ 2017年版中小企業白書〔第二章 事業承継〕では、1988年から日本の中小企業において従業員等への親族外承継が増えていることを指摘している。

²¹ 日本では、実務において、もともと中小企業の経営者は、企業の借入れに個人保証を提供しているケースが多かった。銀行等の金融機関が、先代経営者から取得していた個人保証を解除せず、新経営者からも二重に保証をとるケースは36.3%を占めている。東京商工リサーチ「平成28年度中小企業・小規模事業者の事業承継に関する調査報告書」（2017年3月）参照。

²² なお、法定相続人が複数人いる場合、法定相続分に応じて、法定相続人がそれぞれ連帯保証債務を負うことになる。

るために 2013 年に公表された「経営者保証ガイドライン」²³は、相手方の企業の事業承継時に、金融機関の中小企業への融資について、様々なルールを示している。まず、それに代わるような担保があれば、先代経営者との保証契約を解除することについて検討することが求められる²⁴。また、後継者たる新たな経営者と保証契約を締結する必要性等について検討することも求められている²⁵。

²³ 2013 年 12 月に「経営者保証に関するガイドライン」が公表された（「GL」と称する場合もある）。

²⁴ 「経営者保証に関するガイドライン Q & A」Q6-2 参照。

²⁵ GL の運用を開始して以来、事業者からの金融機関に対する申出や相談の結果、経営者保証契約が解除されたケースが 45.8%を占めている。「経営者保証に関するガイドライン認知度アンケート報告書」（2016 年 2 月）8 頁参照。